

# 令和6年度 会計年度任用職員（保育施設）の登録について

◆会計年度任用職員（保育施設）の登録とは、令和6年度中に市内保育施設における繁忙期や臨時的に生じる業務に対応する職員として働くことを希望する方から、登録申請書（履歴書）を提出いただき、登録をしていただくものです。

＜登録の有効期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日＞

◆令和6年度中に任用を必要とする業務について、登録していただいた方の中から、その業務に適格であると認められる方を選考し、ご本人へ連絡いたします。募集人数に限りがありますので、ご登録いただいたとしても、最終的に任用されないことがありますので、あらかじめご了承願います。

◆令和6年4月からの任用に係る選考結果（任用の有無）については、令和5年12月中旬頃に通知する予定です。

◆今回の受付期間終了後も、隨時、登録受付を行いますので、希望される方は、庶務課職員係へご連絡ください。

◆令和6年4月からは任用されず、会計年度任用職員への登録者となった場合でも、他の求職活動を制限するものではありません。他の事業所等への就職が決まり、登録を辞退される場合は、庶務課までご連絡ください。

## \*会計年度任用職員とは\*

地方公務員法の改正に伴い、令和2年度から新たに制度化された職で、一会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の範囲内で任用され、地方公務員法の適用を受ける、一般職の地方公務員（非常勤職員）です。

期末手当の支給（一定の要件あり）、各種休暇制度が整備された一方で、地方公務員法に定める、条件付採用や人事評価の対象となり、懲戒処分や服務規律の適用を受けることになりました。

**東根市総務部庶務課職員係**

TEL0237-42-1111 内線 3316・3317